



# 定時株主総会 第<mark>73</mark>回招集ご通知

開催日時

2023年6月28日 (水曜日) 午前10時

開催 場所 長野県飯田市駄科1008番地 当社本店 旭ホール

●第73回定時株主総会招集ご通知 1						
<b>●株主総会参考書類</b> ·································· 6						
第1号議案 剰余金処分の件						
第2号議案 取締役8名選任の件						
第3号議案 監査役1名選任の件						
●事業報告15						
●連結計算書類······34						
●計算書類······36						
●監査報告書······38						

- ・株主総会資料の電子提供制度が施行されておりますが、当社は書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に対して従来どおり一律に本招集ご通知を書面にてお送りしております。
- ・体調がすぐれないなど健康に不安を感じられる方に置かれましては、 当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。
- ・ご出席の株主様へのお土産は今回、控えさせていただきます。



Asahimatsu Foods Co., Ltd.

証券コード:2911

# 株 主 各 位

長野県飯田市駄科1008番地 **旭松食品株式会社** 代表取締役社長 木 下 博 降

# 第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

# ◎当社ウェブサイト

https://www.asahimatsu.co.jp/company/ir\_stockholder.html



### ◎東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show (上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「旭松食品」又は「コード」に当社証券コード「2911」(半角)を入力・検索し「基本情報」「縦覧書類/PR情報」の順に選択して「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席に代えて、3ページに記載の「議決権行使のご案内」のとおり、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、2023年6月27日(火曜日)午後5時45分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

1. 日 時

2023年6月28日 (水曜日) 午前10時

2. 場 所

長野県飯田市駄科1008番地 当社本店 旭ホール

3. 目的事項

報告事項

- 1. 第73期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第73期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役8名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項

(1) 交付書面から一部記載を省略している事項

次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告をするに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表

②計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

(2) 議決権行使書に賛否の意思表示がない場合の取扱い 各議案につき賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

(3) 書面並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる 議決権行使の内容を有効としてお取扱いいたします。

(4) インダーネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取扱いいたします。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

<sup>◎</sup>電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載のウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

<sup>◎</sup>今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、前頁に記載の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

# 議決権行使のご案内

### 当日ご出席されない場合

#### インターネットによる議決権行使



議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスしていただき、2023年6月27日(火曜日)午後5時45分までに議案に対する **替否をご入力**ください。

詳細は4頁から5頁までの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

#### スマートフォンをご利用の株主様

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

#### 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2023年6月27日(火曜日)午後5時45分までに到着するようご返送ください。

■議決権行使書に賛否の意思表示のない場合の取扱い 各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

#### 当日ご出席の場合



同封の**議決権行使書用紙を会場受付にご提出**くださいますようお願い 申し上げます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。)

議決権行使期限

2023年6月27日(火曜日) 午後5時45分まで

#### QRコードを読み取る方法



# スマートフォンの場合

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

#### 1 QRコードを読み取る

お手持ちのスマートフォンに て、同封の議決権行使書副票 (右側)に記載の「ログイン用 QRコード」を読み取る。

# 2 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。

# 3 各議案の賛否を選択

画面の案内に従って各議案の 賛否を選択。

以下の誘撃について替否をご入力ください。



次ページに、ログインID・仮パスワードを入力する方法をご案内しております。



#### ログインID・仮パスワードを入力する方法



議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

回数回

#### ■ 議決権行使サイトへアクセス

#### 議決権行使サイト

# https://evote.tr.mufg.jp/



#### ご注意

インターネット接続にファイアーウォール等を使用している場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーパーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

①「次の画面へ」を クリック

#### 2 ログインする



- お手元の議決権行使書 用紙に記載された「ロ グインID」及び「仮 パスワード」を入力
- **③「ログイン」**をクリック

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、書面(郵送)とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

#### ご注意事項

- 株主様以外の第三者による不正アクセス ("なりすまし") や議決権行使内容の改 ざんを防止するため、ご利用の株主様 には、議決権行使サイト上で「仮パス ワード」の変更をお願いすることになり ますので、ご了承ください。
- 株主総会の招集のつど、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して 発生する費用(インターネット接続料金 等)は、株主様のご負担となります。

#### 3 パスワードを変更する



以降は画面の入力案内に従って 賛否をご入力ください。

- ④ 「現在のパスワード」、 「新しいパスワード」、 「新しいパスワード(確認用)」をそれぞれ入力。新しいパスワードはお忘れにならないようご注意願います。
- **⑤ [送信]**をクリック

# システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

電話 0120-173-027

(通話料無料)

(受付時間 午前9時から午後9時まで)

# 株主総会参考書類

# 議案及び参考事項

# 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。 当社は株主各位に対する利益還元を重要課題と位置づけており、業績に裏付けられた成果の配分を安定的に行うことを基本方針としています。

第73期の期末配当金につきましては、当期の業績において純損失を計上いたしましたが、安定配当を行う方針を勘案し1株当たり10円とさせていただきたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- 配当財産の種類
  金銭といたします。
- 2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき 金10円 配当総額 18,349,130円
- 3. 剰余金の配当が効力を生じる日 2023年6月29日

# 第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員(6名)が任期満了となります。つきまし ては、経営体制の一層の強化を図り、より強固な営業基盤を確立するため新たに2 名増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。なお、取締役候補者の 選任にあたりましては、指名報酬諮問委員会の答申を受けた上で決定しております。 取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号		氏			現在の当社に おける地位	取締犯	设会出席状況
1	再任	* n L t	博隆	61歳	代表取締役社長	100%	(130/130)
2	再任		充浩	60歳	常務取締役	100%	(130/130)
3	再任	村澤	久司	66歳	常務取締役	100%	(130/130)
4	再任	足立	b ま	58歳	取締役	100%	(130/130)
5	再任	平澤	公夫	58歳	取締役	100%	(130/130)
6	新任	牧野	太郎	52歳	執行役員	_	_
7	新任社外独立役員	浜村ナ	1二雄	66歳	_	_	_
8	新任 社外 独立役員	小濱	けん じ <b>冥</b> —	55歳	_	_	_

きのした

ひろたか

1962年2月5日生



所有する当社株式の数 55.990株

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年 9月 当社入社

2003年6月 当社執行役員 西日本営業統括部長

2005年6月 当社取締役執行役員

チルド事業カンパニー長 2006年 4月 当社常務取締役執行役員

経営企画担当

2009年 4月 当社代表取締役社長執行役員

管理本部長

2010年 4月 旭松フレッシュシステム株式会社 代表取締役

2012年 7月 当社代表取締役社長執行役員営業 本部長

2015年 4月 当社代表取締役社長執行役員

(現任)

#### 選任理由

木下博降氏は、2005年6月に取締役就任後幅広く経営に携わり、2009年4月から代表取 締役社長として経営を担っております。代表取締役就任以降、当社の収益改善に向け事業 構造改革や凍豆腐事業の活性化などの実績をはじめ、豊富な経験と知見が、引き続き当社 経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

かまた

みつひろ

1963年5月16日生



所有する当社株式の数 7.215株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4月 当社入社 2006年6月 当社執行役員

チルド事業副カンパニー長

2009年6月 当社取締役執行役員 グループ戦略 2021年6月 当社常務取締役執行役員 本部長 兼 事業企画部長

2011年4月 新鮮納豆株式会社 共同代表 青島旭松康大食品有限公司 董事長 (現任)

2013年 6月 旭松フレッシュシステム株式会社 取締役 (現任)

2015年 4月 当社取締役執行役員 経営企画部長

経営企画部長 (現任)

選任理由

蒲田充浩氏は、当社入社以来営業、企画部門等の幅広い分野での実務を通じて、豊富な経 験と実績を有しております。現在は、常務取締役執行役員として経営企画を担当し、関連 会社の役員も兼務するなど、その実績、能力、経験が引き続き当社の経営に欠かせないも のと判断し、取締役候補者といたしました。

ひさし むらさわ

1957年1月14日生



所有する当社株式の数 6.215株

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年 4月 当社入社

2003年6月 当社執行役員 研究所長

2009年4月 新鮮納豆株式会社 取締役 (現任)

2013年6月 当社取締役執行役員

品質保証部長 兼 研究所長

2015年4月 当社取締役執行役員 品質保証部長

兼 研究研究開発統括部長

兼 研究所長

2018年 4月 当社取締役執行役員

研究開発統括部長 兼 研究所長

当社常務取締役執行役員 2021年 6月

研究開発統括部長 兼 研究所長 当社常務取締役執行役員 2022年 4月

研究開発本部長 兼 研究所長

2021年6 月 当社取締役執行役員 経営管理部長

(現任)

(現任)

選仟理由

村澤久司氏は、当社入社以来研究開発部門で中心的な役割を担っており、さらに食品メー カーとして最も重要な品質保証を担当するなど、当該活動における豊富な経験を有してお ります。現在も常務取締役執行役員として、研究活動、FSSC22000の継続更新を するなど、その実績、能力、経験が引き続き当社の経営に欠かせないものと判断し、取締 役候補者といたしました。

候補者番号

4

あだち

めぐむ

1964年8月17日生



所有する当社株式の数 3,249株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4月 当社入社 2007年 1月 当社経理部長

2007年6月 当計執行役員 経理部長

2011年 4月 青島旭松康大食品有限公司

監事 (現任)

青鳥旭松康大進出口有限公司

監事 (現任)

2015年 4月 当社執行役員 経営管理部長

選任理由

足立恵氏は、当社入社以来営業、経理部門等の幅広い分野で実務を通じて、豊富な経験と 実績を有しております。現在も執取締役行役員として経営管理部門を担当し、財務・資本 政策・コーポレート・ガバナンス体制の強化に向けた取り組みを推進してまいりました。 その実績、能力、経験が引き続き当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者と いたしました。

5

ひらさわ

きみお

**严澤** 公夫

1964年11月23日生

再仟



所有する当社株式の数 3,649株

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 3月 当社入社 2005年 4月 当社飯田工場長 2008年12月 当社天竜第二工場長 2013年 4月 当社天竜第一工場長 2014年 5月 当社生産本部 副本部長 兼 天竜第一工場

副本部長 兼 天竜第一工場長 2017年 4月 当社執行役員 生産統括部長 兼 天竜工場長 2021年 6月 旭松フレッシュシステム株式会社

取締役(現任)

当社取締役執行役員生産統括部長

兼 天竜工場長 兼 伊那工場長 2022年 4月 当社取締役執行役員 生産本部長

兼 天竜工場長 (現任)

選任理由

平澤公夫氏は、当社入社以来生産部門で実務を通じて、豊富な経験と実績を有しております。現在も取締役執行役員として生産部門を担当し、生産の効率化、品質の維持・向上に向けた取り組みを推進してまいりました。その実績、能力、経験が引き続き当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

6

#### まき の **州7田**孚

たろう太郎

1970年10月3日生

新任



所有する当社株式の数 1,134株

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年 9月 当社入社

2012年 7月 当社業務用・医療用食材部長

2013年 1月 当社大阪支店長

兼 業務用·医療用食材部長

2015年 4月 当社執行役員営業統括部長

兼 两日本支店長

2022年 4月 当社執行役員営業本部長

兼 两日本支店長 (現任)

選仟理由

牧野太郎氏は、当社入社以来医療用食材事業の営業に携わり、取引先の拡大に努め事業の確立に手腕を発揮し、現在は執行役員営業本部長として営業部門を統括、豊富な経験を有しており、その実績、能力、経験が当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。

7

はまむら く に お

1957年6月9日生

2022年 6月 八十二リース株式会社

社外

八十二オートリース株式会社

代表取締役社長 退任



#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4月 株式会社八十二銀行 入行 2011年6月 同 執行役員融資部長

同 常務取締役 2014年6月 2017年6月

同 取締役

八十二リース株式会社 八十二オートリース株式会社

代表取締役社長 2018年6月 株式会社八十二銀行取締役 退任

所有する当社株式の数 一株 選任理由及び 期待される 役割の概要

浜村九二雄氏は、金融機関において取締役、関連会社での代表取締役社長の経歴をも ち、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。企業全体を踏まえた助 言、提言及び経営の監視に適任であると判断されます。以上の実績を踏まえ有用な助言 を受けられるものと期待されることから、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

8

こはま

けんじ

1968年5月20日生

社外

独立役員



所有する当社株式の数 一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年 4月 弁護士登録(東京弁護士会) ひびき法律事務所 所属 (現職)

選任理由及び 期待される 役割の概要

小濱賢二氏は、弁護士として専門領域における経験・見識を豊富に有しております。同 氏はこれまで会社経営に関与したことはありませんが、企業法務に通じており、このよ うな知見がガバナンス体制の強化や、客観的な立場での助言、提言が受けられるものと 期待されることから、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1.各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 2.浜村九二雄、小濱賢二の両氏は社外取締役候補者であります。 なお、当社は浜村九二雄、小濱賢二の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員 としての届け出を予定しております。
  - 3.当社は、定款に基づき、浜村九二雄、小濱賢二の両氏が社外取締役に選任された場合には両氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
  - 4.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる保険期間中における、不当な行為等に起因した被保険者に対する損害賠償請求にかかる損害賠償金、訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に就任した場合、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

#### 第3号議案

### 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役佐々木寛雄氏が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、監査役候補者の選任にあたりましては、指名報酬諮問委員会の答申を受けた上であらかじめ監査役会の同意を得て決定しております。

監査役候補者は次のとおりであります。

てらおか **寺岡**  よしひろ **義裕** 

1962年5月12日生

新任



所有する当社株式の数 400株

#### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1986年3月 当社入社

2007年6月 執行役員人事総務部長

2014年5月 執行役員生産本部長

兼 人事総務部長

2015年 4月 執行役員生産統括部長

2017年6月 旭松フレッシュシステム株式会社

代表取締役社長 (現任)

選任理由

寺岡義裕氏は、当社で執行役員として業務執行を経験し、関係会社で代表取締役として企業経営にも携わっており、当社グループの経営に対し経営監視を適切に遂行できるものと判断し、監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1.監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 2.監査役候補者は、任期満了により2023年6月27日をもって旭松フレッシュシステム株式会社の代表 取締役を退任する予定であります。
  - 3.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、 被保険者が負担することになる保険期間中における、不当な行為等に起因した被保険者に対する損害 賠償請求にかかる損害賠償金、訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。 候補者が監査役に就任した場合。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。 また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

【ご参考】 取締役・監査役のスキルマトリックス (予定)

地位	社外・ 独立役員	氏	名	企業経営	品 質製造技術研究開発	マーケ ティング 営 業	財務 会計	法 務 コンプライ アンス
代表取締役社長		木下	博隆	0	0	0		
常務取締役		蒲田	充浩	0		0		
常務取締役		村澤	久司	0	0			
取締役		足立	恵	0			0	0
取締役		平澤	公夫	0	0			
取締役		牧野	太郎	$\circ$		0		
取締役	社 外 独立役員	浜村	九二雄	0		0	0	
取締役	社 外 独立役員	小濱	賢二				0	0
常勤監査役		寺岡	義裕	0	0			0
監査役	社 外 独立役員	伊坪	眞	0			0	0
監査役	社 外	狩 野	拓一	0		0		

<sup>※</sup>本記載内容は各対象者に特に期待するスキル及び専門性であり、各対象者の有するすべてのスキル・専門的 知見を表すものではありません。

以上

# 事 業 報 告

(2022年4月1日から) 2023年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

(1)事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症再拡大の影響を大きく受けてきましたが、同感染症の分類が2023年5月より「5類感染症」に移行する政府方針もあって、行動制限の緩和・解除に向けた動きも見られ、ようやく景気の回復や経済活動の正常化が期待される環境となりました。しかし一方では、ウクライナ情勢に起因する原油価格や原材料価格の高騰、急速な円安の進行などにより、依然として先行き不透明な状況が続いております。

食品業界におきましては、世界的な小麦・油脂などの原材料高騰や原油高による包装資材や物流費など各種コストの大幅な上昇に加え、円安の影響も重なって経営環境は一段と厳しい状況となり、価格改定を実施する企業が相次ぎました。今後も更なる物価上昇が懸念され、消費者の節約意識は一層高まっております。また、安全・安心への関心は依然として強く、高い品質・衛生管理体制の維持・向上が求められており、そのためのコストも増大しております。

このような状況のなか、経営面では、当社グループでも主要原料である輸入大豆の価格が円安の急速な進行もあり高止まりしております。さらに、電力料や燃料、資材や物流費の高騰など製造コストの急激な上昇も加わって、収益面への影響が深刻な状況となりました。このため、2021年9月に続き2022年10月1日出荷分より凍豆腐の価格改定の再度実施を余儀なくされました。品質面では、HACCPを包括した食品安全の国際規格FSSC22000のバージョン5.1の追加要求事項をクリアするなど、一層の向上を図っております。また、合理化、省エネルギー、品質向上のため継続的かつ積極的に設備投資を行うとともに、SDGsに沿った取り組みを引き続き推進しております。具体的には、プラスチック削減、紙容器の森林認証素材使用の推進、健康経営優良法人の認定などに継続的に取り組んでまいりました。これらの活動を基に、当社の経営姿勢とSDGsへの取り組みについて第三者機関及び金融機関に

て評価を受け、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによる融資を受けることができました。なお、新型コロナウイルス感染症への対応については、状況に応じた感染予防対策を講じており、市場への円滑な商品提供に万全を期しております。

当社グループの当連結会計年度の業績につきましては、営業活動の制限は新型コロナウイルス感染症予防措置緩和により段階的に解除されているものの、売上高は79億3千7百万円(前年同期比1.2%減)となりました。利益面では、引き続き合理化や諸経費の削減などを図ってまいりましたが、原材料やエネルギー価格の急激な高騰などによる製造コスト急増の影響が大きく、営業損失は4千9百万円(前年同期は2億5百万円の利益)、経常利益は2千8百万円(前年同期比89.4%減)、親会社株主に帰属する当期純損失は投資有価証券売却益を計上したものの、従業員の勤務時間の整理・改善による支払補償金の計上もあり6千8百万円(前年同期は1億9千6万万円の利益)となりました。

部門別概況は次のとおりです。

# 凍豆腐部門

凍豆腐では、需要が微減傾向にある市場の拡大・活性化を図るべく 売上高機成比 他メーカーとコラボレーションしたインスタグラムキャンペーンを展 開したほか、業界団体と協調し肉様の食感がある元祖大豆ミートとし て訴求するPR活動などを行ってまいりました。また、新商品開発面 では、需要喚起の一環として2022年10月に、従来のイメージを脱却 した斬新な商品形態として、カップにお湯を注ぎ1分で食べられる即 食タイプの「TOPURO (トプロ)」や「カップ新あさひ豆腐」を 発売しました。しかし、前述の企業努力では吸収しきれない各種コス トの大幅な上昇を受け収益面でも厳しい状況となっており、前期に続 き、2022年10月1日より2回目の価格改定を実施いたしました。こ れら値上げによる販売数量減少の影響もあり売上高は前期を下回る 35億6千7百万円(前年同期比0.9%減)となりました。なお、海外 への展開を目指して、オランダ・フードバレーに加入しワーゲニンゲ ン大学と共同研究を実施してきており、ヨーロッパ人への凍豆腐の健 康機能性試験の成果を論文発表いたしました。加えて、2022年12月 6日には、オランダ・フードバレーにて、凍豆腐の健康機能性に関す るシンポジウム「Kori Tofu scientific study」を開催し、今後の販 売につなげるべく広く海外での広報活動を実施いたしました。







TOPURO ベジタブルブロス



TOPURO ボニートブロス



TOPURO チキンブロス



新あさひ豆腐うす切り 49.5g



新あさひ豆腐液体 調味料付

# 加工食品(即席みそ汁等)部門

加工食品では、単品収益管理の徹底により不採算アイテムの改廃を 進め収益力の改善を図る一方、好調に推移しているカップ入りタイプ のオートミールのアイテムアップなど新商品の発売を強化してまいり ました。また、即席カップみそ汁や同スープ関係は主力商品のリニュ ーアルなどを行いましたが定番商品の採用競争は激しく、売上高は 23億1千8百万円(同5.4%減)と減少しました。













売上高 (単位:百万円)



オートミール トマトバジル風味

オートミール塩とんこつ風味

オートミール 梅しそ風味

オートミー ゆず塩

カップ生みそずい とん汁

# その他食料品部門

その他食料品では、売上高は20億5千1百万円(同3.4%増)となり、主力の医療用食材や大豆素材の商品が好調に推移いたしました。しかし、この分野でも製造コストが急速かつ大幅に上昇してきており、収益の圧迫を余儀なくされております。そのため医療用食材におきましても、製造コストの上昇を受け2022年10月1日より価格改定を実施しております。





カップふんわり なめらかこうや



こうや豆腐と 海老の玉子とじ 常食



大豆ミート サステナブルチキン

売上高 (単位:百万円)



#### (2)資金調達等についての状況

#### ①資金調達

当連結会計年度の所要資金につきましては、製造設備の投資などに必要な資金 を、主要取引先金融機関から3億円調達いたしました。なお、増資または社債発 行など非経常的なものはありません。

#### ②設備投資

当連結会計年度における設備投資(無形固定資産を含む)の総額は、2億5千万円となりました。投資の主な内容は、加工食品の環境に配慮した商品仕様の変更に伴う設備や、凍豆腐の省力化・品質向上や維持更新などの投資であります。

#### (3)財産及び損益の状況

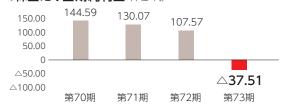
	区	分	第 70 期 2020年3月期	第 71 期 2021年3月期	第 72 期 2022年3月期	第 73 期 2023年3月期 (当連結会計年度)
売	上	高 (千円)	8,837,154	8,224,260	8,033,637	7,937,689
親会社株主 又 は 当	Eに帰属する当 期 純 損 失	新純利益 (千円) ∈ ( △ )	262,750	236,091	196,239	△68,725
 1 株当 又は当	たり当期 期純損 <i>労</i>	純利益(円)	144.59	130.07	107.57	△37.51
総	資	産 (千円)	9,887,393	9,918,658	9,579,676	9,436,629
純	資	産 (千円)	6,980,826	7,315,593	7,551,892	7,518,087

- (注) 1.第72期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、 第72期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。
  - 2.1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)により算出しております。
  - 3.第70期は、前年に大きく伸長した凍豆腐の売上が沈静化するなか、加工食品が好調に推移したことから、売上高は微減にとどまりました。また、医療用食材で食品事故を発生させたことに伴い、関連費用として特別損失を計上しましたが、売上原価の上昇を抑えるための生産体制の継続的な改善により、増益となりました。
  - 4.第71期は、売上高は業務用商品を主体に低調であり減収となりました。利益面では減収の影響や、投資有価証券の評価損の計上もあり減益となりました。
  - 5.第72期は、加工食品で増収となったものの、巣ごもり需要も減退による凍豆腐の落ち込みをカバーできずに減収となりました。また利益面では、急激な原材料、運送費などのコストアップを吸収すべく凍豆腐の価格改定を行ったもののさらなる動力費のアップなどもあり減益となりました。
  - 6.第73期(当連結会計年度)の状況につきましては、前述の「(1)事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

#### 売上高 (単位:百万円)



#### 1株当たり当期純利益 (単位:円)



#### 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位: 百万円)





### (4)対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の5類への引下げにより企業活動の活性化が見込まれますが、東欧など地政学的リスクの継続、エネルギー価格の高止まり、人件費や物流コストの上昇、為替変動や原材料価格の変動などに伴う業績への影響など依然として厳しい収益環境が続くものと推測されます。

当社グループといたしましては、各事業での市場活性化を目指し、継続して新商品の開発・発売を行ってまいります。主力事業の凍豆腐におきましては、引き続き健康有用性に関する研究成果を訴求し続けるとともに利便性、簡便性の高い商品開発により売上拡大を図ってまいります。また、市場全体の維持拡大に向け、業界団体などとも連携し積極的かつ継続的に広報活動を行ってまいります。加工食品事業につきましては、過剰な低価格販売競争は抑制し価値訴求型の新商品の開発・発売の継続により競争力・収益力の向上を図ってまいります。

さらに、全体の売上拡大を図るため、成長が見込める医療用食材を第3の柱とすべく育成に注力するとともに、新商品開発を一層強化し新たな柱となる事業への展開を継続して進めてまいります。

収益力の改善につきましては、売上拡大と共にコスト上昇を極力吸収すべく効率的な生産体制への変更及び生産性向上のための設備投資や原材料調達方法の見直しなどを継続的に推進してまいります。しかしながら、企業努力では吸収しきれないコストの上昇につきましては、適切なタイミングで価格改定の是非を判断してまいります。

また、企業価値の向上につきましては、引続きSDGsに沿った取り組みを行い、 「持続的成長を実現できる企業であること」を目指してまいります。

次期の通期連結業績につきましては、安定的な業績に併せて新規事業を成長させることを念頭に進め、売上高は82億円、営業利益は2億2千万円、経常利益は2億8千万円、親会社株主に帰属する当期純利益は2億円を見込んでおります。

#### (5)主要な事業内容

当社グループは、大豆加工製品の製造及び販売などを事業とし、その主要製品は、 次のとおりであります。

部	P.		主 要 製 品
凍	豆	腐	家庭用凍豆腐、業務用凍豆腐
	食		即席みそ汁、スープ類、オートミール

#### (6)主要な営業所及び工場

①当計

本 店 長野県飯田市駄科1008番地

本 社 大阪市淀川区田川三丁月7番3号

支 店 東日本支店 (東京都中央区)・西日本支店 (大阪市淀川区)

営業所 仙台営業所 (宮城県)・名古屋営業所 (愛知県)

飯田営業所(長野県)・岡山営業所(岡山県)

福岡営業所(福岡県)

エ 場 天竜工場・飯田工場・高森工場・伊那工場

旭松バイオセンター(以上 長野県)

研究施設 食品研究所(長野県)

#### ②子会社等

旭松フレッシュシステム株式会社

本 社 長野県飯田市駄科1008番地

営 業 所 飯田営業所(長野県)

物流 センター 高森低温物流センター (長野県)

# 青島旭松康大食品有限公司

本 社 中国山東省青島市黄島区碧海路777号

#### 青島旭松康大進出口有限公司

本 社 中国山東省青島市黄島区碧海路777号

#### (7)従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

#### 従業員数(前期末比増減)

319名 (7名減)

(注) このほかにパートタイマーの期中平均雇用人員が218名であります。

#### ②当社の従業員の状況

従業員数(前期末比増減)	平 均 年 齢	平均勤続年数
227名 (7名減)	42.0歳	18.4年

(注) このほかに出向者3名、パートタイマーの期中平均雇用人員が160名であります。

# (8) 重要な親会社及び子会社の状況

①重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
旭松フレッシュシステム株式会社	50,000千円	100.00%	物流業務
青島旭松康大食品有限公司	26,485千人民元	90.00%	即席みそ汁用具材料、 介護食(納豆)等の製造
青島旭松康大進出口有限公司	200千人民元	90.00% (90.00%)	中国国内での製品販売と 貿易業務

<sup>(</sup>注) 出資比率の( )内は、間接所有割合で内数であります。

# ②事業年度末日における特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

### (9)主要な借入先及び借入額

	借	入	先				借入残高
株式会社	八	+	=	金	艮	行	413,032千円
株式会社	Ξ	菱 U	F	J	銀	行	152,918千円
株式会社	但	馬		銀		行	63,702千円

# 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

5,680,000株

(2) 発行済株式の総数

1,876,588株

(3) 当事業年度末の株主数

3,923名

(4) 大株主(上位10名)

株 主 名		持 株 数	持 株 比 率
株式会社八十二銀	行	89,620株	4.88%
木   下   博	隆	55,990株	3.05%
赤    羽    源  一	郎	55,834株	3.04%
佐々木寛	雄	55,205株	3.00%
国分西日本株式会	社	54,885株	2.99%
藤徳物産株式会	社	54,885株	2.99%
株 式 会 社 大	乾	44,885株	2.44%
株式会社日阪製作	所	42,600株	2.32%
株式会社三菱UFJ銀	行	30,000株	1.63%
第一生命保険株式会	社	28,400株	1.54%

<sup>(</sup>注) 当社は、自己株式41,675株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。 また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

	株	式	数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)		2,9	965株	5名
監査役(社外監査役を除く)			319株	1名

### 3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

地	位	ī		氏	名		担当及び重要な兼職の状況
代表耳	又締役:	社長	木	下	博	隆	執行役員
常務	取締	分役	蒲	Ш	充	浩	執行役員 経営企画部長 青島旭松康大食品有限公司 董事長 旭松フレッシュシステム株式会社 取締役
常務	取締	行役	村	澤	久	司	執行役員 研究開発本部長 兼 研究所長 新鮮納豆株式会社 取締役
取	締	役	足	<u>17</u>		恵	執行役員 経営管理部長 青島旭松康大食品有限公司 監事
取	締	役	平	澤	公	夫	執行役員 生産本部長 兼 天竜工場長 旭松フレッシュシステム株式会社 取締役
取	締	役	藤	森	明	仁	
常勤	監査	i 役	佐	々木	寛	雄	旭松フレッシュシステム株式会社 監査役
監	査	役	伊	坪		眞	税理士法人イツボ 代表社員 アザール株式会社 代表取締役 株式会社リーガルトラスト 代表取締役
監	査	役	狩	野	拓	_	トモシアホールディングス株式会社 取締役

- (注) 1.取締役 藤森明仁氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
  - 2.監査役 伊坪眞氏及び狩野拓一氏は、社外監査役であり、伊坪眞氏は株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
  - 3.監査役 伊坪眞氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
  - 4.社外監査役が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な関係はありません。
  - 5.取締役 田中健一郎氏は、2023年2月20日に逝去に伴い退任いたしました。
  - 6.責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の 損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

#### 7.役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結し、被保険者(取締役及び監査役)が会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。保険料は全額当社が負担しております。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

8.取締役を兼務しない執行役員は次のとおりです。

役 名	氏 名	職名
執 行 役 員	牧 野 太 郎	営業本部長 兼 西日本支店長
執行役員	森脇賢治	技術開発部長

#### (2) 事業年度中の取締役の異動

①就任

該当事項はありません。

### ②退任

取締役 田中健一郎氏は2023年2月20日に逝去したことにより、取締役を退任いたしました。

### ③ 当該事業年度中の取締役地位・担当等の異動

氏	名	新	IΒ	異動年月日
村 澤	久 司	常務取締役執行役員 研究開発本部長 兼 研究所長	常務取締役執行役員 研究開発統括部長 兼 研究所長	2022年4月1日
平澤	公夫	取締役執行役員 生産本部長 兼 天竜工場長	取締役執行役員 生産統括部長 兼 天竜工場長	2022年4月1日

#### (3) 当事業年度に係る役員の報酬等

①役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役及び監査役の報酬限度額は、1988年7月26日開催の臨時株主総会において、取締役は年額200百万円以内と決議されております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は18名、1995年6月29日開催の第45回定時株主総会において、監査役は年額30百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。また、上記報酬枠とは別枠で2019年6月25日開催の第69回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬として取締役は年額20百万円以内、監査役は年額3百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く。)の員数は3名、監査役(社外監査役を除く。)の員数は1名です。

当社は、取締役会の決議により役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めております。その内容は株主総会において決議された総額の範囲内において、取締役会または監査役の協議により決定するものとしております。取締役、監査役の報酬は基本報酬と譲渡制限付株式報酬の2種類となっております。なお、社外取締役、社外監査役については譲渡制限付株式報酬の支給を行っておりません。

#### (基本報酬)

基本報酬は、個々の取締役及び監査役の責任と職務執行の対価として、役位、役割、当社の業績、従業員給与水準等を考慮しながら総合的に勘案して、毎年6月の取締役会または監査役の協議により決定し、毎月定額を支給しております。なお、業績に連動した賞与等の報酬は定めておらず、翌年の基本報酬に反映させる方法を採用しております。

### (譲渡制限付株式報酬)

譲渡制限付株式報酬は、取締役(社外取締役を除く。)、監査役(社外監査役を除く。)に対して、持続的な企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高め、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、業績の推移を考慮しながら総合的に勘案して、毎年6月の取締役会または監査役の協議により決定し、基本報酬とは別枠にて毎年1回一定の時期に支給しております。なお、譲渡制限解除につきましては割当日より30年経過、または退任時としております。

基本報酬と譲渡制限付株式報酬の支給割合の決定方針については、各報酬について 株主総会で決議された報酬限度額の比率を基本としながら、企業価値の持続的な向上 に寄与するために、最も適切な支給割合になることを方針としております。 上記の各報酬の個人別支給額は任意の指名報酬諮問委員会の答申を受け、毎年6月に開催する取締役会または監査役の協議により決定しております。

当該委員会は代表取締役社長及び2名の独立社外取締役で構成し、委員長は独立社外取 締役としております。

②当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると 取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会としてもその答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

#### ③取締役、監査役ごとの報酬等の総額

役員区分	報酬等の	報酬等の種類別	対象となる	
仅貝凸刀	総額(千円)	基本報酬	非金銭報酬等	役員の員数
取締役	90,585	84,090	6,495	7名
(うち社外取締役)	(6,900)	(6,900)	(-)	( 2名)
監査役	16,299	15,600	699	3名
(うち社外監査役)	(7,200)	(7,200)	(-)	(2名)
ー 合計	106,884	99,690	7,194	10名
(うち社外役員)	(14,100)	(14,100)	(-)	( 4名)

- (注) 1. 上表の非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額7,194千円(取締役(社外取締役を除く)5名6,495千円、監査役(社外監査役を除く)1名699千円)であります。
  - 2. 上記以外に、平成19年6月28日開催の第57回定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴い、打ち切り支給が承認可決され、今後、実際の退任日に支給されます。その予定額は、取締役1名で3,200千円、監査役1名で550千円となっております。なお、当該合計額の3,750千円は、未払金としてすでに計上済みとなっております。
  - 3.上表には2023年2月20日に逝去により退任した取締役1名を含んでおります。

# (4) 社外役員の主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

区 分	氏	名	主な活動状況
取締役	藤森	明仁	当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、社外の立場から 適宜発言するとともに金融界、事業会社での経験を踏まえ、事業戦 略や経営全般に関する助言、提言を行っております。 なお、同氏は、役員の選任・報酬につき取締役会に答申を行う指 名報酬諮問委員会の委員を務めていましたが、田中健一郎氏の逝去 に伴い、同委員会の委員長となりました。
	田中的	建 — 郎	2023年2月20日に逝去されたことにより、退任いたしました。 在任中開催の取締役会11回全てに出席し、社外の立場から適宜発 言するとともに弁護士の専門的見地から当社のコンプライアンス体 制の構築・維持、他の社外役員経験を踏まえ、経営についての助 言、提言を行っております。 なお、同氏は、役員の選任・報酬につき取締役会に答申を行う指 名報酬諮問委員会の委員長を務めておりました。
監 査 役	伊坪	員	当事業年度開催の取締役会13回、監査役会12回の全てに出席し、 社外の立場から適宜発言するとともに税理士の専門的見地から必要 な発言を行っております。
	狩 野	拓一	当事業年度開催の取締役会13回のうち11回、監査役会12回のうち10回出席し、社外の立場から適宜発言するとともに商社での経験を踏まえ必要な発言を行っております。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

#### (2) 当社会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査	<b>査人としての報酬等の額</b>	21,000千円
当社及び当社子会社が支持	払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

#### (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 会計監査人との監査契約において、「会社法」上の会計監査人に対する報酬等の額と「金融商品取引法」上の 監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的に区分できませんので、報酬等の額には これらの合計額を記載しております。

### (3) 子会社の会計監査人の状況

子 会 社 の 名 称	会計監査人の名称
青島旭松康大食品有限公司	青島子平曾計師事務所

# (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

#### 5. 会社の体制及び方針

(1)業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- ①取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 取締役・使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役及び執行 役員は旭松グループにおける企業倫理の確立、法令、定款、社内規程の遵守を目的に制定した「旭松グループ行動基準」を率先垂範するとともに、その周知徹底をはかり、これらの違反が判明した場合には、その原因を究明したうえで、再発防止策を策定し、実行する。当社はコンプライアンス全体を統括する組織として、代表取締役社長を委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置する。コンプライアンスの推進については、取締役・使用人がそれぞれの立場で自らの問題として業務運営にあたる。また、社内、社外に相談・通報体制を設け、コンプライアンス違反行為が行われようとしていることに気づいたときは、コンプライアンス委員会に通報(匿名も可、通報者保護)をしなければならないと定める。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、法令及び社内規程に従い適正に行う。 特に内部情報管理については、一般の情報管理規程とは別に定め、管理を強化している。
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理としては、全社のリスク評価を「コンプライアンス委員会」により行う旨設定しており、重要なリスク評価については取締役会への報告を行う。また、特に製品の品質リスクについては、食品安全マネジメント規格である「FSSC22000」の全工場での認証を取得しており、「全社品質安全推進委員会」を設置しリスク回避に努める。万一食品事故が発生した場合は、代表取締役社長を本部長とした「食品事故緊急対策本部」を設置し、統括して危機管理にあたるものとする。さらに大規模災害などの発生による業務継続の危機管理に対応するためBCP(事業継続計画)を策定している。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会、監査役会を毎月開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、全執行役員が出席する経営会議を毎月開催する。経営会議は、取締役会の監視のもと業務執行に関する基本的事項等(ただし、取締役会専決事項を除く)にかかる意思決定を機動的に行うとともに、中期経営計画及び各年度方針・予算を立案し、全社的な目標の設定と達成に

向け具体策を立案し、業務部門の実行状況の監督を行う。また、2021年より全取締役、監 査役を対象に自己評価による取締役会の実効性評価を行い、取締役会の実効性を継続的に 高めていく取り組みを行う。

⑤当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社企業グループでは当社同様の内部統制システムを推進する。また、経営企画部長が 関連会社担当として、その任にあたる。また、関連会社の役員には当社役員を任命させる。 なお関連会社の経営については、その自主性を尊重しつつ当社経営会議に定期的に出席し 事業内容の報告を求め、重要案件については事前協議を行う。当社監査部門はグループ企 業の業務の適正性に関する監査支援を定期的に行う。

#### ⑥監査役の職務を補助すべき使用人

現在、監査役の職務を補助すべき専任の使用人はいないが、監査役会は定期的に代表取締役と意見交換を行っており、必要に応じ対応を行う。なお、専任の使用人が設置された場合は、その人事考課、異動、懲戒等は監査役会の承認を要するものとする。

②監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、 法令に従い、直ちに監査役に報告する。

また、常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めるものとする。なお、監査役は、会社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図っていく。

⑧反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社は、社会の秩序や健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関係を一切持たない。このような反社会的勢力による不当要求に対しては、組織的に毅然と対応する。また、「旭松グループ行動基準」において法令を遵守し、健全な企業活動を行うことを定め、役員及び従業員に周知徹底していく。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事

業年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)において、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ①主要な会議の開催状況として、取締役会は13回、監査役会は12回、経営会議は12回、コンプライアンス委員会は4回、指名報酬諮問委員会は3回開催いたしました。
- ②監査役は監査役会で定めた監査方針に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役との定期会合、その他取締役との意見交換、内部監査部門、会計監査人との意見交換会を実施し連携をはかっております。
- ③監査室は内部監査計画に基づき、当社及び子会社の業務執行の監査、内部統制監査を行い、さらに各監査に併せ内部統制基礎教育について適宜実施いたしました。
- (3)株式会社の支配に関する基本方針

当社は現時点において、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

なお、敵対的買収につきましては、それに応じるか否かは株主の皆様の共同利益に照らして慎重に判断すべきものと考えております。現時点では、防衛策は導入しておりませんが、今後も継続的に検討を行ってまいります。

- (4) 親会社との取引に関する事項 該当事項はありません。
- (5)特定完全子会社に関する事項 該当事項はありません。
- (6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主各位に対する利益還元を重要課題と位置づけており、業績に裏付けられた成果の配分を安定的に行うことを基本方針としています。

この方針のもと、当期の配当金は、当期の業績において純損失を計上いたしましたが、 安定配当を行う方針を勘案し、1株当たり10円とさせていただきたく、本総会に上程しております。

なお、当社は、剰余金配当の最終決定は、株主の皆様の意見を反映できるよう株主総会で決定することとしております。

# 連結計算書類

# 連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,534,433	流動負債	1,406,514
現金及び預金	1,838,752	支払手形及び買掛金	618,276
受取手形及び売掛金	1,408,870	短期借入金	289,112
		リース債務	20,627
棚卸資産	1,220,148	未払金	258,209
その他	72,029	賞与引当金 設備関係支払手形	33,951 60,992
貸倒引当金	△5,367	その他	125,344
貝因刀曰並	<u></u>	固定負債	512,027
固定資産	4,902,195	長期借入金	340,540
有形固定資産	4,103,512	リース債務	33,225
		長期未払金	37,771
建物及び構築物	1,102,580	繰延税金負債	44,869
機械装置及び運搬具	1,160,303	資産除去債務	48,920
土地	1,703,573	その他	6,700
		負債合計	1,918,541
リース資産	48,622	(純資産の部)	7 270 6 40
建設仮勘定	8,830	<b>株主資本</b> 資本金	<b>7,270,648</b> 1,617,844
その他	79,602	資本剰余金	1,632,423
	,	利益剰余金	4,120,609
無形固定資産	164,400	自己株式	△100,229
投資その他の資産	634,281	その他の包括利益累計額	187,733
投資有価証券	591,745	その他有価証券評価差額金	39,537
繰延税金資産	3,302	為替換算調整勘定	148,196
	,	非支配株主持分	59,705
その他	39,233	純資産合計	7,518,087
資産合計	9,436,629	負債・純資産合計	9,436,629

	^	ÞΞ
科 目	金	額
売上高		7,937,689
売上原価		5,874,751
売上総利益		2,062,938
販売費及び一般管理費		2,112,747
営業損失		△49,808
営業外収益		
受取利息	3,262	
受取配当金	16,712	
受取技術料	42,751	
補助金収入	12,625	
受取保険金	2,681	
維収入	12,322	90,355
営業外費用		
支払利息	3,584	
賃貸収入原価	5,346	
雑損失	3,222	12,152
経常利益		28,394
特別利益		
固定資産売却益	1,345	
投資有価証券売却益	35,030	36,375
特別損失		
固定資産除却損	3,914	
支払補償金	89,563	93,478
税金等調整前当期純損失		△28,708
法人税、住民税及び事業税	14,378	
法人税等調整額	24,546	38,925
当期純損失		△67,633
非支配株主に帰属する当期純利益		1,092
親会社株主に帰属する当期純損失		△68,725

# 計算書類

# 貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単	(-	工	$\square$
(里)	77	T	17)

科 目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	3,931,289	流動負債	1,316,249
現金及び預金	1,358,695	支払手形	35,319
売掛金	1,348,456	買掛金	489,530
商品及び製品	343,570	1 年内返済予定の 長期借入金	288,280
仕掛品	307,034	リース債務	2,790
原材料及び貯蔵品	508,613	未払金	319,975
前払費用	23,929	未払費用	77,746
その他	41,089	預り金	15,049
貸倒引当金	△100	賞与引当金	26,544
固定資産	4,961,983	設備関係支払手形	60,992
有 形 固 定 資 産	3,820,919	その他	20
建物	811,131	固定負債	473,806
構築物	124,449	長期借入金	340,540
機械装置	1,096,338	繰延税金負債	44,869
車両運搬具	1,483	長期未払金	33,475
工具器具備品	72,747	長期預り金	6,000
土地	1,703,573		48,920
リース資産	2,364	<b>負債合計</b> (純資産の部)	1,790,055
建設仮勘定	8,830	株主資本	7,063,680
無 形 固 定 資 産	142,226	資本金	1,617,844
ソフトウェア	95,945	資本剰余金	1,632,423
ソフトウェア仮勘定	25,974	資本準備金	1,632,423
その他	20,306	利 益 剰 余 金	3,913,641
投資その他の資産	998,837	利益準備金	155,900
投資有価証券	591,745	その他利益剰余金	3,757,741
関係会社株式	50,000	買換資産圧縮積立金	191,252
出資金	4,419	別途積立金	2,750,000
関係会社出資金	318,084	繰越利益剰余金 <b>自 己 株 式</b>	816,488 △ <b>100,229</b>
長期前払費用	917	音 L 株 氏 評価・換算差額等	39,537
敷金	18,838	その他有価証券評価差額金	39,537
その他	14,832	純資産合計	7,103,218
資 産 合 計	8,893,273	負債・純資産合計	8,893,273

		(十四・111)
科 目	金	額
売上高		7,479,418
売上原価		5,527,061
売上総利益		1,952,357
販売費及び一般管理費		2,027,508
営業損失		△75,150
営業外収益		
受取利息	32	
受取配当金	16,421	
受取賃貸料	14,569	
受取技術料	42,751	
補助金収入	12,625	
受取保険金	2,681	
雑収入	6,970	96,050
営業外費用		
支払利息	3,456	
賃貸料原価	5,567	
雑損失	2,821	11,846
経常利益		9,053
特別利益		
固定資産売却益	45	
投資有価証券売却益	35,030	35,075
特別損失		
固定資産除却損	3,845	
支払補償金	88,497	92,343
税引前当期純損失		△48,213
法人税、住民税及び事業税	10,965	
法人税等調整額	23,599	34,565
当期純損失		△82,779

# 監査報告書

#### 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

#### 独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

旭松食品株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 柳 承 煥業 務 執 行 社 員 公認会計士 柳 承 煥

指定有限責任社員 公認会計士 髙 田 充 規業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、旭松食品株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、旭松食品株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における 職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を 果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する 必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査 証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入 手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に 対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

#### 計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

旭松食品株式会社取締役会 御中

#### 太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柳 承 煥 業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、旭松食品株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

#### 監査役会の監査報告書

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の 執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり 報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
  - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線またはテレビ会議システム等の手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容、及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類(連結貸借 対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)並びに計算書類(貸借対照表、 損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)、及びその附属明細書について検討いたしまし た。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。なお、過年度に発生した食品事故の再発防止策について継続して実施されていることを確認しました。今後も再発防止策が有効に機能するよう、取締役会の対応を注視してまいります。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月11日

旭松食品株式会社 監査役会

常勤監査役 佐々木 寛 雄

社外監査役 伊 坪 眞 ⑩

社外監査役 狩 野 拓 一 📵

以上

# 株主総会会場ご案内図



開催場所

長野県飯田市駄科1008番地 旭松食品株式会社 本店 旭ホール

JR駄科駅から徒歩6分 飯田ICより車で13分



Asahimatsu Foods Co., Ltd.

開催日時

2023年6月28日 (水曜日) 午前10時







見やすいユニバーサルデザイン フォントを採用しています。 この冊子は、FSC®認証紙と、 環境に優しい植物油インキ を使用して印刷しています。